

様

さくら相談支援事業所
計画相談
重要事項説明書・契約書

計画相談支援サービス 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている計画相談サービス（以下「障害福祉サービス」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 計画相談サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 はびねすケア
代表者氏名	代表取締役 上山 奈保
本社所在地 （連絡先）	京都市南区東九条南松田町 38-3 TEL075-205-5005 FAX 075-205-5012

2 ご利用者への障害福祉サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	さくら相談支援事業所
サービスの 主たる対象者	身体障害者（18歳未満の者を除く） 知的障害者（18歳未満の者を除く） 精神障害者（18歳未満の者を除く） 難病等対象者（18歳未満の者を除く）
指定 事業者番号	京都市指定 （指定事業者番号）
事業所所在地	京都市南区東九条南松田町 38-3
連 絡 先 相談担当者名	TEL075-205-5283 FAX 075-205-5012 上山 昌輝
事業所の通常 の 事業実施地域	京都市南区・中京区・右京区・下京区・伏見区・東山区・西京区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、適正な運営を確保し、利用者の意思及び人格を尊重し、適切な指定計画相談支援を提供することを目的とします。
運営方針	利用者の選択に基づき、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう配慮し、公正中立な立場で支援を行います。また、市町村及び関係機関との連携を図ります。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営 業 日	月曜日、火曜日、水曜日、金曜日及び土曜日 （12月31日から1月3日を除く）
営 業 時 間	午前9時～午後6時

(4) 職員体制

管理者	1 名
相談支援専門員	1 名以上（常勤換算）

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

- ① 日常生活に関する相談
- ② 障害福祉サービス等の情報提供
- ③ サービス等利用計画の作成
- ④ モニタリング
- ⑤ 関係機関連絡調整
- ⑥ サービス担当者会議の開催
- ⑦ 意思決定支援
- ⑧ 権利擁護に関する支援

利用者の意思決定を尊重し、必要に応じて関係機関と連携しながら権利擁護に関する支援を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

原則として利用者負担はありません。

なお、法定代理受領を行わない場合には、所定の費用をご負担いただくことがあります。

なお、事業者は法令に基づき各種加算を算定する場合がありますが、これらについても利用者の負担はありません。

(3) その他の費用

通常の事業実施地域を超える場合には交通費をいただくことがあります。事前に説明し同意を得た場合に限りです。

4 その他の費用について

① その他の費用の請求	その他の費用が発生する場合に限り、利用月ごとに合計額を請求いたします。	
② その他の費用の支払い	その他の費用が発生した場合は、請求内容をご確認のうえ、月末までにお支払いください。	
事業者指定口座	京都銀行 東九条支店	普通口座 3289306

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	上山 昌輝
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 利用者及びその家族に関する秘密の保持及び個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定したガイドラインを遵守し、適切に取り扱います。
- (2) 事業者及び従業者は、サービス提供により知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は、サービス提供契約終了後においても継続します。
- (3) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する場合を除き、他の福祉サービス事業者等に個人情報を提供しません。
- (4) 個人情報を含む記録については、適切に管理し、漏えい・滅失・毀損の防止に努めます。また、廃棄時についても同様に適切な処理を行います。
- (5) 利用者は、事業者が保有する自己の個人情報について、開示・訂正・削除を求めることができます。
- (6) 上記内容について、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事故発生時の対応方法について

- 7 利用者に対する指定計画相談の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する計画相談の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社 (株式会社エス・エム・エス)
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険

8 業務継続計画（BCP）

事業者は、感染症や災害の発生時においてもサービス提供を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な体制整備、研修及び訓練を実施します。

9 感染症対策

事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練を実施します。

10 身分証携行義務

従業者は、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 記録の保持

計画相談サービスを行った利用者の記録に関し、サービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

12 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した計画相談サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先 第三者委員は設置していません

- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 窓口でうけた苦情については、受付した担当者が苦情ノートに「概要、処理結果」を記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に連絡をして、処理内容を決定し利用者に伝達する。
- ② 福祉用具・住宅改修等、委託業者関連する項目については、委託業者に連絡をして処理し、その結果を記録する。(利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要に基づく) 上記によっても苦情処理を行えない場合については、当事業所内で会議を行い決定する。また必要に応じ、弁護士等に相談し決定する。
- ③ 利用者に対して、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、当事業所加入の保険会社(上記)と相談し、損害賠償について検討する。
苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 さくら相談支援事業所	所在地 京都市南区東九条南松田町 38-3 電話 番号 075-205-5283 FAX 番号 075-205-5012 受付時間 午前 9 時～午後 6 時 担当者 上山 昌輝
【京都市の窓口】	
南区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市南区西九条南田町 1-3 電話 番号 075-681-3282(直通) FAX 番号 075-681-1397

	受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
中京区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市中京区西堀川通御池下る 西三坊堀川町 521 電話 番号 075-812-2594 (直通) FAX 番号 075-822-7151 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
右京区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市右京区太秦下刑部町 12 番地 電話 番号 075-861-1451 (直通) FAX 番号 075-861-4678 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
右京区役所 京北出張所 保健福祉第一担当	所 在 地 京都市右京区京北周山町上湯上 22-11 電話 番号 075-852-1815 (直通) FAX 番号 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
下京区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市下京区西洞院通塩小路上る 東塩小路町 608 番地 8 電話 番号 075-371-7217 (直通) FAX 番号 075-351-9028 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
伏見区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市伏見区鷹匠町 39 番地の 2 電話 番号 075-611-2392 (直通) FAX 番号 075-611-1166 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
伏見区役所深草支所 保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市伏見区深草向畑町 93 番地 1 電話 番号 075-642-3574 (直通) FAX 番号 075-643-7326 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市伏見区醍醐大構町 28 番地 電話 番号 075-571-6372 (直通) FAX 番号 075-573-2973 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
東山区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市東山区清水五丁目 130 番地 の 6 電話 番号 075-561-9130 (直通) FAX 番号 075-531-2869 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
西京区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市西京区上桂森下町 25 番地 1 電話 番号 075-381-7666 (直通) FAX 番号

	受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
西京区役所洛西支署 保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	所 在 地 京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 1 番地 2 電話 番号 075-332-9275 (直通) FAX 番号 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時
【京都府の窓口】 京都府福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル 清水町 375 番地 京都府立福祉会館 (ハートピア京都) 内 電話 番号 075-252-2152 (直通) FAX 番号 075-252-6310 受付時間 (月)～(金) 午前 9 時～午後 5 時

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	

重要事項説明年月日		令和 年 月 日
事 業 者	所在地	京都市南区東九条南松田町 38-3
	法人名	株式会社 はびねすケア
	代表者名	代表取締役 上山 奈保 印
	事業所名	さくら相談支援事業所
	説明者 氏名	上山 昌輝 印

上記内容の説明を事業者から受け、同意し交付を受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

代 理 人	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	

計画相談支援サービス 利用契約書

様（以下「利用者」という。）とさくら相談支援事業所（以下「事業者」という。）の提供する計画相談サービス（以下障害福祉サービスという）を受け、それに対する利用料金を事業者を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

重要事項説明書の説明内容に基づき、利用者及び事業者の双方が、本契約内容の確認を行い、双方が記名（署名）・押印を行います。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者又は法定代理人又は利用者および身元引受人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

第1章（総則）

第1条（契約の目的）

この契約は、利用者が日常生活を円滑に営むことが出来るよう、事業所が利用者に対して指定計画相談支援の提供を目的とする。

第2条（契約の期間）

この契約の契約期間は令和 年 月 日から始まり、利用者の受給資格認定期間の満了日をもって終了するものとします。

ただし、契約終了の日の2日前までに、利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ないかぎり、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約の期間は、次の利用者の受給資格認定期間の満了日までとします。

第2章（契約の終了）

第3条（契約の終了事由）

利用者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 利用者本人が計画相談を必要ないと決定された場合。
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合。
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、計画相談サービスの提供が不可能になった場合。
- (5) 事業者が指定特定相談事業の指定を取り消された場合又は指定

を辞退した場合。

- (6) 第4条もしくは第5条に基づき本契約が解約された場合。
- (7) 双方協議の上で、事業所の変更等によりサービス提供の終了となった場合。

第4条（利用者からの契約解除）

利用者は、30 日以上の予告期間において文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することが出来るものとします。

- (1) 事業者が正当な理由なく計画相談サービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が守秘義務（重要事項説明書 6 項）に違反した場合。
- (3) 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第5条（事業者からの契約解除）

事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30 日以上の予告期間において文書で通知することにより本契約を解約することができるものとします。但し、次の事由に該当する場合、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 本契約に基づき利用者が事業者へ支払うべきその他の費用を3か月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合。
- (3) 従事者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい暴力・不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

※上記（2）に該当の場合、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくこととなります。

第3章（その他）

第6条（反社会的勢力の排除）

- (1) 利用者及び事業者は、自己又は自己の関係者が暴力団、暴力団員その他の反社

会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても関係を持たないことを確約します。

- (2) 前項に違反した場合には、相手方は何らの催告を要せず本契約を解除することができるものとします。

第7条（身元引受人）

- (1) 事業者は、利用者に対し、法定代理人が選定されるまでの間、身元引受人を求めるものとします。但し、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
- (2) 身元引受人は、利用者が本契約に基づき債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負担するものとします。

第8条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、障害者総合支援法その他関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記内容の説明を事業者から受け、同意し交付を受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

法定代理人	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	

身元引受人	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	

利用契約年月日		令和 年 月 日
事 業 者	所在地	京都市南区東九条南松田町 38-3
	法人名	株式会社 はびねすケア
	代表者名	代表取締役 上山 奈保 印
	事業所名	さくら相談支援事業所
	説明者 氏名	上山 昌輝 印